

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（平成14年6月金融庁総務企画局）

改 正 案	現 行
<p>【省略用語例】 このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。 法…………… 金融商品取引法（昭和23年法律第25号） 令…………… 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号） 電子手続府令 …… 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成14年内閣府令第45号） 開示用電子情報処理組織 …… 法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織 電子開示手続 …… 法第27条の30の2に規定する電子開示手続 任意電子開示手続 … 法第27条の30の2に規定する任意電子開示手続</p>	<p>【省略用語例】 このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。 法…………… 証券取引法（昭和23年法律第25号） 令…………… 証券取引法施行令（昭和40年政令第321号） 電子手続府令 …… 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成14年内閣府令第45号） 開示用電子情報処理組織 …… 法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織 電子開示手続 …… 法第27条の30の2に規定する電子開示手続 任意電子開示手続 … 法第27条の30の2に規定する任意電子開示手続</p>
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（受付時間）</p> <p>1－2 電子手続府令第2条第3項の規定による入力又は開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間は、原則として、平日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日をいう。）の<u>午前9時00分から午後5時15分</u>までであることに留意する。</p> <p>4 その他</p> <p>（大量保有報告書の非縦覧事項）</p> <p>4－4 法第27条の28第3項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされる事項（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第36号）第一号様式「第2 提出者に関する事項」中「1 提出者（大量保有者）／1」の「(6) 保有株券等の取得資金」の「③ 借入先の名称等」）を記載した大量保有報告書（法第27条の23第1項及び第27条の26第1項の規定による大量保有報告書をいう。）若しくは変更報告書（法第27条の25第1項及び第3項並びに第27条の26第2項の規定による変更報告書をいう。）又はこれらの訂正報告書（以下4－4において「大量保有報告書等」という。）を提出する場合（開示用電子情報処理組織を使用しないで提出する場合を除く。）には、あらかじめ当該大量保有報告書等を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（受付時間）</p> <p>1－2 電子手続府令第2条第3項の規定による入力又は開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間は、原則として、平日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日をいう。）の<u>午前9時30分から午後5時</u>までであることに留意する。</p> <p>4 その他</p> <p>（大量保有報告書の非縦覧事項）</p> <p>4－4 法第27条の28第3項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされる事項（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第36号）第一号様式「第2 提出者に関する事項」中「1 提出者（大量保有者）／1」の「(6) 保有株券等の取得資金」の「③ 借入先の名称等」）を記載した大量保有報告書（法第27条の23第1項及び第27条の26第1項の規定による大量保有報告書をいう。）若しくは変更報告書（法第27条の25第1項及び第3項並びに第27条の26第2項の規定による変更報告書をいう。）又はこれらの訂正報告書（以下4－4及び4－5において「大量保有報告書等」という。）を開示用電子情報処理組織を使用して提出する場合には、あらかじめ当該大量保有報告書等を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、操作説明書に規</p>

操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。

(削る)

B 個別ガイドライン（操作説明書）
(略)

定する手順に従い入力するものとする。

(大量保有報告書等の書面による提出)

4-5 大量保有報告書等及び法第27条の26第3項の規定による届出を開示用電子情報処理組織を使用しないで提出する場合には、日本工業規格A4版の用紙にそれぞれ記載すべき事項を記載して提出するものとする。

B 個別ガイドライン（操作説明書）
(略)